

2025 年 5 月 19 日

金融庁

事業性融資推進プロジェクトチーム・

パブリックコメント総合窓口（信用制度参事官室） 御中

一般社団法人全国銀行協会

『事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）』等（案）」に対する意見について

2025 年 4 月 18 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を下記のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

すでに記載いただいているとおり「企業価値担保権の設定及び実行それ自体は、企業価値担保権設定者が締結している他の契約の相手方（商取引の相手方、労働者等）を拘束するものではなく」、「企業価値担保権の設定そのものにより、労働契約その他の契約や労働条件について、変更が生じるものではない」と理解しており、ご指摘のとおり、「金融機関においては、企業価値担保権が設定されている場合に限らず、借り手に対して取引上の優越的な地位を不当に利用し、労働条件の引き下げ強制を含む、取引の条件又は実施について不利益を与えるような行為を行うことは銀行法令等において禁じられていることに、留意」する必要がある。

これらの点は、企業価値担保権の有無に関わらず、金融機関として留意が必要な事項であると理解しているが、特に企業価値担保権の実行段階において、金融機関に求められる対応に関し、これまで行ってきた通常の融資と企業価値担保権付の融資とを比較して、何か追加的な制約が生じるものではないと理解してよいか確認したい。

以 上